

第34回 津山市都市計画審議会議事録 要旨

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 令和4年6月27日（月）14:00～14:40 |
| 開催場所 | 津山市役所2階 大会議室 |
| 出席者 | 委員：11名（在任委員数13名） 市職員：14名 |
| 傍聴者 | 0名 |
| 審議事項 | 第1号議案 （株）サーキュラーペット一般廃棄物処理施設の新築に係る敷地の位置について（公開） |
| 議事次第 | <p>1. 開会</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）開会挨拶</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）出席者紹介</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）会長選出・職務代理者指名</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）議事録署名人の指名</p> <p style="padding-left: 2em;">（3）公開・非公開の採決</p> <p style="padding-left: 2em;">（4）第1号議案（株）サーキュラーペット一般廃棄物処理施設の新築に係る敷地の位置について</p> <p style="padding-left: 2em;">（5）その他</p> <p>3. 閉会</p> |

【審議内容】 第1号議案 （株）サーキュラーペット一般廃棄物処理施設の新築に係る敷地の位置について

| | |
|-----|---|
| 会 長 | 第1号議案「（株）サーキュラーペット一般廃棄物処理施設の新築に係る敷地の位置」について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>第1号議案『（株）サーキュラーペット一般廃棄物処理施設の新築に係る敷地の位置』について議案概要を説明いたします。</p> <p>第34回津山市都市計画審議会の冊子の2ページをご覧ください。</p> <p>本案件は建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、（株）サーキュラーペット一般廃棄物処理施設の新築に係る敷地の位置について、特定行政庁である津山市から都市計画審議会に対し付議されたものです。</p> |

事務局

次に冊子の3ページをご覧ください。

本案件の建築基準法第51条ただし書きによる許可の案でございます。

名称は、(株)サーキュラーペット、一般廃棄物処理施設

位置は、津山市くめ50-77久米産業団地内の敷地面積は49,972㎡です。

用途は、中間処理(破碎)施設で処理能力は日当たり144tです。

備考には、(株)サーキュラーペットの代表取締役はエルワン・イノー、所在地は東京都港区海岸3-20-20を記載しています。

許可の理由につきましては、当該施設は、津山市久米産業団地内に(株)サーキュラーペットが使用済みPETボトルを破碎処理し、PETフレーク及びPETペレットを製造・販売する一般廃棄物処理施設として新規建設するものであるが、その敷地の位置は都市計画上支障がないと認めるものであります。

冊子4ページ、5ページをご覧ください。施設の予定地を示した図面を添付しています。位置は津山市くめ、久米産業団地内で、中国自動車道の北側隣接地となっています。

続きまして、(株)サーキュラーペット一般廃棄物処理施設の新築に係る敷地の位置についての詳細を説明いたします。

A3別冊の資料をご覧ください。

まず、「1. 都市計画審議会に付議する理由」について、ご説明いたします。

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内において、廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされておりますが、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その位置は都市計画上支障がないと認められた場合に、新築・増築が可能となると定められています。

本日審議いたします案件は、廃棄物処理法施行令に掲げる一般廃棄物の処理施設であり、本来、市が都市計画に於いて、その敷地の位置を定める都市施設に該当致しますが、民間企業が設置する施設であるため、将来の産業構造や経済情勢の影響を受け、移転・廃業の可能性もあることから、その敷地の位置を都市計画決定する予定はございません。このため、本審議会において、その敷地の位置は都市計画上支障がないと認められるか、についてご審議いただくものでございます。

参考に、下の破線の枠内に建築基準法第51条の規定を記載しておりますので、ご確認して頂ければと思います。

次に施設の建築許可までの手続きのながれについて左下のフローをご覧ください。

事業者((株)サーキュラーペット)から特定行政庁である津山市に対し、法51条の許可申請があり、これを受けて津山市から、都市計画審議会へ議案の付議がなされております。本日の審議にて、ご承認いただきましたら特定行政庁である津山市に答申します。その後、特定行政庁の津山市が建築基準法第51条ただし書きの許可の判断を致します。

続きまして、当該施設の敷地の位置につきまして説明します。ページ右上の「2. 敷地の位置」をご覧ください。位置図に示す赤二重丸、久米産業団地内の津山市くめ

事務局

50番77が予定地であります。予定地は津山市街より西に約7km離れた久米産業団地内の東端区画、中国自動車道沿い北側の敷地で、都市計画区域内の用途指定のない区域になります。

次に、『3. 一般廃棄物の処理施設の概要』をご覧ください。

【事業者】は、東京都港区に本社を置きます株式会社サーキュラーペット代表取締役エルワン・イノー氏でございます。

【計画施設】は一般廃棄物処理施設の間接処理施設で御座います。

【敷地の位置・面積】は久米産業団地内2-3号地敷地面積49,972㎡です。

【事業概要】としましては、使用済みPETボトルを破砕(中間処理)し、PETフレック及びPETペレット製品として出荷するものであります。

【処理対象物】は使用済みPETボトルです。

【処理能力】は24時間稼働の日当たり144トンです。

【取扱廃棄物の種類】は、容器包装リサイクル法に基づくPETボトル、廃プラスチック類を取扱います。年間取扱数量は43,920トンを予定しています。

次に1枚めくって頂きまして『4. 近隣見取り図』をご覧ください。

施設は久米産業団地内の東端空き区画、津山市くめ50番77に計画されています。

運搬車両の搬出入ルートとしましては、津山方面(写真B)、真庭方面(写真C)から国道181号を經由し久米産業団地入口交差点(写真A)を北へ曲がり、幅員8.0m両側歩道付きの市道(写真D・E・F・G)を搬出入経路として計画しています。

稼働に伴う車両の増加を把握するため、事前の交通量調査を令和3年8月に行っています。国道181号の現況の交通量は日当たり12,985台であり、そのうち大型車両の交通量は1420台で全体に対する大型車両の比率は、10.9%となっております。当該施設関連の大型車の台数は日当たり36台、往復72台を見込んでおり、現況の交通量に対する増加率は0.55%、大型車の比率は5.1%の増となります。また、搬出入車両は写真に示すとおり、全体に覆いのあるウィング車やコンテナ車、アームロール車を使用し、走行時の内容物の飛散を防止することとしております。

次に『5. 施設配置図・施設処理工程フロー』について説明致します。

上段の図面が施設平面図になります。中央部に赤枠で囲っている施設がメインの建物となる①工場棟でこの中に破砕機が設置されます。②の工場棟で製品の製造が行われます。付随施設としまして、③事務所棟④製品棟⑤排水処理施設⑥原料一時保管庫になります。場内の搬入、搬出については図面に示された経路にて実施されます。

主要建物及び施設の役割についてですが、

①工場棟にてボトル洗浄、選別、破砕作業を行います。

②工場棟は製品の製造箇所になります。再生PET樹脂の精製、製造をおこなう施設です。

③事務所棟は従業員の事務所になります。

④製品棟は製造した製品を出荷まで一時保管する施設です。

⑤排水処理施設は製造工程で発生した排水を処理する施設です。処理後の水は洗浄

事務局

用水として再利用し、残りは下水道に放流する計画です。

⑥原料一時保管庫は原料となる廃 PET ボトルのベールの一部を一時保管する場所です。ベールとは、使用済み PET ボトルを運搬用に他工場で圧縮梱包したものであります。

続きまして、処理工程について説明致します。ページ下にあります【処理施設工程フロー】を確認ください。

原材料 ⇒ 異物除去工程 ⇒ 洗浄工程 ⇒ ボトル選別工程 ⇒ 破碎/洗浄工程 ⇒ フレーク選別工程 ⇒ 製造工程 ⇒ 検査 ⇒ 出荷となります。

A 異物除去工程は、受け入れたベール（圧縮された使用済み PET ボトル）をばらばらにして、PET ボトル以外の異物を取り除く作業です。

B 洗浄工程は、粗く砕いたあと水にて洗浄し、表面の汚れをあらかじめ除去します。

C ボトル選別工程は、PET ボトル以外のプラスチック片や金属片等を選別して取り除きます。

D 破碎・洗浄工程は、必要な大きさまで粉碎し、洗浄します。

E フレーク選別工程は、フレーク状になったものを PET とそれ以外の物に、色つき PET 他に選別する。サイロ保管し再生 PET フレーク製品として出荷します。

F 製造工程は、PET フレークを高圧高温で溶かした後、押出して線状となったものを冷却後にカットして PET ペレット製品に加工します。PET ペレットとは半透明の米粒状の製品です。

1 枚めくっていただきまして『6. 都市計画上の観点』について説明いたします。今回の施設が、都市計画上支障がないと認められるか、についてご審議いただくにあたりまして、『都市計画の観点』として、2つの観点をあげております。

1 点目は6-1『当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合』ということで、1) 敷地及び周辺の用途地域の指定状況、2) 風致地区や景勝地の有無、3) 学校、病院、公園などの位置関係についてであります。

2 点目は6-2『都市環境への影響』ということで、1) 搬出入車輛の増加に伴う近隣交通への影響、2) 廃棄物処理法により義務づけられる生活環境影響調査による評価であります。

まず、6-1の「敷地の位置と既存の都市計画との整合」についてであります。

1) 用途地域の指定の状況についてですが、当該施設の予定地及び近隣地域には、用途地域の指定はなく建築物の用途制限はありません。

2) 風致地区や景勝地の有無については、敷地周辺は風致地区や景勝地はありません。

3) 学校、病院、公園などとの位置関係についてです。左下周辺図に示しているとおり、誠道小学校は800m、久米診療所は700m離れとおり影響はないと考えます。公園につきましては、当該施設境界東側法面下に赤岩公園が隣接していますが、当該施設予定地とは高低差が約10m以上あり、法面部の樹木は緑地帯として残す計画であることから、影響は少ないと考えます。

よって、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>次に、右側の6-2「都市環境への影響」についてであります。</p> <p>1つ目に「搬出入車輛の増加に伴う近隣交通への影響」についてですが、先ほど近隣見取図の説明の時にもご説明致しましたが、今回当該施設が稼働する事により増加する運搬車輛の台数は36台で往復72台となります。国道181号の交通量は日当たり12,985台となっており、施設稼働による交通量の増加量は約0.55%とわずかなことから、近隣交通量への影響は、少ないと考えます。</p> <p>次に「2. 生活環境影響調査による評価」についてご説明いたします。</p> <p>『生活環境影響調査』は一般廃棄物処理施設の許可を求める場合に、実施が義務づけられているもので、施設設置者は計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮した、きめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査であります。</p> <p>本案件につきましては、事業者により廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を事業予定地の敷地境界、近接民家、搬出入道路にて実施し、現状と稼働後の予測について調査しています。本調査・予測結果及び評価については、岡山県美作県民局の環境部局において技術的審査を行っており、問題ないと判断されています。</p> <p>生活環境影響調査結果の概要については、中段以降にまとめております。</p> <p>調査項目としましては大気汚染、騒音、振動、悪臭について実施されており、騒音の一部を除いては、すべて環境基準値内に収まる結果となっております。</p> <p>騒音のうち敷地境界での値については、隣接の中国自動車道を走行する車輛の影響から、現況でも騒音規制値を越えていることが確認されました。このことから、予測値についても基準値を超えることとなりますが、施設稼働による騒音の影響が現況騒音に及ぼす値としては1~2dbに留まっており影響は最小限と評価されております。また、騒音の大きな設備(破碎機)は建物内に配置し、十分な遮音性能を持つ防音壁を破碎機の周囲に設置するなどの対策を講じることからも、騒音による生活環境への影響は小さいと評価されています。</p> <p>なお、近隣民家及び搬入道路については、現況値、予測値ともに、基準値を下回る結果となっており、敷地境界においても、中国自動車道の影響を考慮しない場合は基準値を下回る結果となっています。</p> <p>以上ご説明いたしました、都市計画上の観点からの考察結果を踏まえ、本案件の敷地の位置は都市計画上支障がないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 会長 | <p>はい。説明ありがとうございます。</p> <p>この参考資料は、皆さん各自見ていただいたらいいということで、中身がわかるようにということで添付していただいたと。</p> <p>作業の中身であったり、どんなペットボトルか、またペレットといってもどんなものかとかがわからなかったらいけないので、ご添付をいただいているということによるしいですね。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>ただいま第1号議案について事務局より説明がございました。このことについてご意見ご質問等があれば、ご発言をお願いします。挙手にてお願いします。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>最近セブン&アイ・ホールディングスのコマーシャルで、この話題を見ているのですけども、結構大きなコマーシャルをされている。</p> <p>今、かなり理想的なリサイクルというか100%の循環をするっていうことで、これがここでやっていることだと思ってなかったのが、ちょっとびっくりしているところです。</p> <p>で、2点ほどあるのですけども、この会社の経営者さんがもう一つ別の会社を経営されて、そこでの現状のリサイクルの状況というか、それがちょっと気になっています。</p> <p>株式会社プラニックというところを、静岡県の方でされているのですけども、それが順調にというふうまく稼働しているのかどうかですね。</p> <p>もう一つは、水で洗浄するイメージを持っているのですけども、実際ペットボトルを洗浄する時にはたぶん科学物質を使うのではないかと想像しています。下水に排水を流すのに、ペットボトルから出るのは大した科学物質じゃないと思うのですけども、その洗浄に使う化学物質が残留してないかどうか、そういう確認する手段を講じておいた方が後々に環境問題にならないのではないかなと思うので、そういうことが、何か契約上できないかなという、この2つをちょっとお願いしたいと思います。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>1件はですね、こちらの社長がプラニックという別会社をやっておられて、これがどういう状況であるのかと、というようなことです。</p> <p>もう1件は、洗浄の化学物質、これが下水処理等で影響がないのかというご質問でございますがいかがでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>まず、プラニックという会社の現在の状況から説明ですけども、同じような形態で経営が始まったところで少し早巻きで進んでいるのですけど、今ようやく工場ができて稼働が始まったところと聞いております。</p> <p>今回の場合はペットボトルの飲み物本体のほうですけども、ペットボトルでいうとこちらはプラスチックのキャップとかラベルを、改良プラスチックの関係でリサイクルしている会社というように聞いています。どうなのかということになると、稼働したてなので順調に進んでいますと、というようなお答えになるかと思います。</p> <p>もう1点、洗浄水の件ですけれども、洗浄にあたっては、高温で洗浄するものと一部苛性ソーダを入れるというように聞いています。先ほど説明をさせていただいた、水処理施設の方で、当然下水道の排水基準に収まる状態にして下水排出をします。一部は委員も言われたように循環もさせるとなっていますので、水質に関しては当然下水道法もしくは津山市下水道条例の基準に合致するものであり、あとは県の環境課さ</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>んの方にも特定施設の届け出をさせていただいて水質が合致するものにする。</p> <p>それに対する対策なのですけれども、市の下水道課が当然ここで確認をするのもさることながら、月1回程度会社の方で自ら点検もするというようになっております。こちらは義務ではないのですけれども、当然会社の方も地元とそれから市と県からも強く言っておりますので、基準に適合するように、機械の調子のこと等ありますので、随時点検はするというように伺っています。</p> <p>以上です。</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>別添の資料の中で、このサーキュラーペットっていうのが、ここに書いてあるヴェオリアグループと三井物産とセブン&アイ・ホールディングスの3社が出資をされて、作られた会社と思えばいいのですね。</p> |
| 事務局 | <p>今おっしゃっていただいたとおりで、ペットボトルリサイクルの目的でヴェオリアさんが一番筆頭の株主50%出されて、三井物産さんとセブンさんがそれぞれ39%、10%出資をして、100%ペットボトルのリサイクルの目的で設立された会社ということです。</p> |
| 会 長 | <p>今ご質問のあったプラニックというのは。</p> |
| 事務局 | <p>プラニックさんというのは、ヴェオリアさんはそちらの方に同じく出資をしておられるのですが、こちらペットボトルでなくてプラスチックのリサイクルの製造工場ということで、静岡の方で建設をされているということになります。</p> |
| 会 長 | <p>三井物産さんとか、ヨーカドーさんは出資してないですよ。</p> |
| 事務局 | <p>セブンさんと三井物産はそちらの方は。豊田通商さんがされているのではないかと。そうですね。物は違っているが、リサイクルというところで繋がっているということです。</p> |
| 会 長 | <p>わかりました。それでは他にございますか。</p> |
| 委 員 | <p>この中の施設のことで、原料の一時保管庫というのは、5.施設配置図のパスで見いただくと、ここは建物の中なのだとわかります。その他の所が屋外原料置場、これの保管方法とか。日に144トン稼働してというようにお聞きしているのですが、そうした時にこの屋外原料置場のところに、どのくらい置かれるのかなという。</p> <p>原料一時保管庫っていうのは、ここに汚れたペットボトルバールを一時的に保管して速やかに処理をしていくっていうふうに、ここの県の方に出している評価を受けた中に書かれているので、このどういうふうな流れの保管の仕方をするのかなっていう</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委 員</p> | <p>ことがちょっと少し気になりまして。</p> <p>屋外に保管するっていうことは、風雨にさらされることもあるのかなど、風雨にさらされないまま、日当たり 144 トン処理の流れの中で動いていくのかなど。</p> <p>風雨にさらされた場合は、汚れたものであれば、ある程度汚染水が出ることになるので、その汚染水はどこに行くのかなどか、ちょっとそのようなことが気になりまして、そのところをお聞きしたいなと思います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>場内の方にはですね最大約 1 ヶ月分のペール量、3600 トンの保管が可能です。屋外については約 3000 トンの保管ができます。</p> <p>季節的に変動もありますがその 7 割～10 割程度を平均的に保持することで、供給量の変化にかかわらず一定の製造出荷量の維持が可能となります。</p> <p>他の工場で廃 PET ボトルを強く圧縮したペール状で持ち込みます。圧縮工程で内容物は排出され、当工場が受け入れる時点のペールから食品残渣等が何もしないのに漏れ出すことは考えにくいと聞いております。降雨時についてもペール自体が大きなフィルムで梱包されており、フィルム内部に入る水、さらにボトルの内部に入り込む水は非常にわずかで、ペールの管理はトラックで持ち込まれた状態を社員が確認後に指定位置にドライバーが荷下ろしすることになります。</p> <p>汚れがひどいものやフィルム梱包が不十分で、飛散が考えられるものについては、一時的に屋内原料一時保管庫に置くという形を取るように聞いております。場内の方には 663 トンを保管し、屋外の方に約 3000 トンを置くということで聞いております。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>今の答えでどうですか。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>はい、理解しました。</p> <p>そうしますと、この屋外の原料置場の周囲っていうのは、コンクリートを打っているのだと思うのですが、多分周りも水路をしてあるのではないかなと思います。汚れてはいない水が出ることもないと言うのですが、流れた水は普通でしたら雨水として流れていくことになるのではないかなと思うのですが、この辺の方はどのようなになっているのでしょうか。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>先ほどの説明では、下水処理はきちっとするのだけっていうことですが、原材料置き場のところへ万が一雨が降って、雨水が誘導された場合はどうなるのですかと。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>先ほどの洗浄水については、苛性ソーダが入りそれから汚れも取るので、排出する処理施設で再利用、残りの水は先ほど委員からありました屋外置き場のものにつきましては、さっき説明があったように、フィルムに梱包されている内容物の飛散も考えられにくいということで、いわゆる雨水として処理をする。周辺の水路に流していくと、こういうことになると思います。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委 員</p> | <p>わかりました。</p> <p>これから稼働する施設でありますので、どういう事態っていうのか、いろいろあると思いますので、そういうところがうまくこう管理できていけるようになればいいかなと思います。</p> <p>それからもう1点ですが、この建物のすぐ横のところに、公園がありまして、ちょっと説明を受けたのですが、この公園はどういう位置付けの公園なのでしょうか。</p> <p>こういう一団地の工業団地ができた時には、公園を作りましょうということだと思うのですが、この公園はどこに所属していて誰が管理しているのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>公園につきましては、この久米産業団地を造成する際に、一緒にこの造成行為と合わせて整備をされたものです。</p> <p>目的としては、工場利用者の皆さんの憩いの場、それから近隣住民の方ももちろんご利用していただければよい公園との位置付けです。</p> <p>これの管理につきましては、旧久米町時代に整備されたのですが、今現状ですと、久米町から引き継ぎまして、津山市の管理となっています。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>わかりました。以上です</p> |
| <p>会 長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど説明の中でこの検査もしますよということだったのですがその検査の時にですね、今ご指摘をいただいた項目については市としても十分検査対応していただくようお願いしたいと。</p> <p>特にこのペットボトル、今雑菌の繁殖がすごい問題になってね、残った飲料に繁殖した雑菌がっていうようなことをよく言われているので、十分に検査していただいでいくようお願いします。</p> <p>議事録にもご対応の求めがあったということでお願いをしたいと思います。</p> <p>他には。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>失礼いたします。</p> <p>この資料を拝見させてもらってましたら、通常運転時の近隣への影響ということですが、最近自然災害が多い中で自然災害が起こった時に、危険な薬物とか液体が漏れ出してしまうとか、大雨で何かこう漏れ出してしまうとかいうことがないのかということと、そういった対策をされているのか、教えていただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>災害としまして火災、地震台風等を想定しています。</p> <p>まず火災については、ペット自体は、プラスチックの中でも燃えにくい性質の物質であり、指定可燃物の対象から外れています。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>津山圏域消防署とこれまで打ち合わせを重ねており、構内の材料置き場には消防法上では、義務づけのないスプリンクラー設備を、ヴェオリア社の社内基準に沿って追加設置するなどの設計をしていることも含めて、火災災害についての防災対策は十分に行っていると考えています。</p> <p>地震や台風についても、地盤調査や地域調査の結果を加味した十分な強度設計や安全性を検討しております。災害時のリスク管理については、大きな懸念はあるとは考えておりません。</p> <p>あと工場内で使用する化学薬品の主なものは、ボトル洗浄に使う苛性ソーダです。これらの保管装置や取り扱いについても、各法規に則ったうえで上記災害時を想定したケースの検討をしており、安全な施設となっているということを聞いております。</p> |
| 委員 | <p>わかりました。ありがとうございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。他にございますか。</p> <p>それでは、ないようであれば採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案、株式会社サーキュラーペット、一般廃棄物処理施設の新築に関わる敷地の位置につきまして、賛成の方は挙手をお願い申し上げます。</p> <p>全員ですね。はい、ありがとうございます。</p> <p>全員のご賛成を賜ったものとさせていただきますので承認を決定させていただきます。</p> <p>以上で本日の審議事項は終了いたします。</p> |